

修学支援新制度の問題点

学業成績基準による受給資格の取り消しをめぐって

杉浦由香里、SUGIURA YUKARI、(滋賀県立大学)

1. はじめに

2019 年 5 月に成立した「大学等における修学支援に関する法律」(以下、大学等修学支援法)に基づき、低所得者世帯に対する修学支援を目的とした修学支援新制度が誕生した。同制度は、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生を対象に、奨学金を給付するとともに授業料・入学金も免除または減額するという給付奨学金と授業料減免とが一体型となった修学支援制度である。

2020 年度から運用が開始され、5 年目を迎えたが、学業成績判定による受給資格の取り消しが相次いでいる。『滋賀民報』の報道によれば、2021～2023 年度にかけて給付奨学金が取り消された学生は県内 13 大学で延 719 人に及ぶ¹。滋賀大学における取消者数は 56 人、滋賀県立大学は 35 人、立命館大学や龍谷大学に至ってはそれぞれ 200 名超の学生が、学業成績判定の結果、支給を打ち切られた。全国では、毎年およそ 1 万 8 千人もの学生が支給取り消しの憂き目にさらされている²。

そこで、本報告では、学業成績基準に焦点をあて修学支援新制度の問題点について論じたい。

2. 修学支援新制度における学業成績基準

大学等修学支援法第一条は「真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い

教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする」と謳っている。本邦においては待望の給付型奨学金制度が誕生したわけだが、修学支援新制度は「奨学」ではなく、「育英」の思想に貫かれている。

大学等修学支援法第三条は、「大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする」〔以下、傍点引用者〕と規定しており、支援対象を「特に優れた者」に限定している。また、同法第十二条は、認定の取消しについて減免対象者が「偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた」場合、または「学業成績が著しく不良となったと認められるとき」および「学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき」は認定を取り消すことができると定めている。

学業成績判定の詳細は、大学等修学支援法施行規則第十二条および第十五条において定められ、別表第二「適格認定における学業成績基準」が定める「廃止」「警告」区分に該当するかどうか、大学の場合は学年ごと、高等専門学校等においては半期ごとに判定される。適格認定における学業成績判定の結果、「廃止」区分に該当した場合には認定が取り消されることとなる。

学業成績基準の「廃止」区分は、次のいずれかに該当することとされる。

- 一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。

¹ 『滋賀民報』2024 年 4 月 7 日。

² 文部科学省「参考資料集：高等教育の修学支援制度の現状について」2024 年 6 月 28 日

(https://www.mext.go.jp/content/20240628-mxt_gakushi01-000034527_03.pdf) 2024 年 9 月 29 日確認。

二 修得した単位数の合計数が標準単位数の五割以下であること。

三 履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

四 次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。

続いて、「警告」基準は次のいずれかに該当することとされている。

一 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。（前項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）

二 GPA 等が学部等における下位四分の一の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。〔特例事項は省略〕

三 履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。

注目したいのは、学業成績が GPA を用いた相対評価を基準に判定される点である。「警告」区分の第二号にあるとおり、GPA 等が下位 4 分の 1 となった場合は「警告」となり、それが連続すれば「廃止」となる。したがって、減免対象者は、資格を維持するために毎年中位以上の成績を修めねばならないのである。

3. 学業成績判定による支給取消

滋賀県内の各大学における学業成績判定の結果をみると、2021 年度と 2022 年度において「警告」を受けた者の 9 割以上が、第二号の GPA 下位 4 分の 1 に該当するという理由であり、第一号と第三号に該当する者は全く少数であったことがわかる（表 1）。

2020 年度の新制度導入から 2 年を経た 2022 年度には、「警告」区分に連続して該当した者が「廃止」区分となり、全国で支給取消者が続出することとなった。滋賀県内の各大学で 2022 年度に「廃止」された 327 人のうち、266 人が第四号の「警告」区分に連続して該当したことを理由に支給を取り消されている。つまり、「廃

止」区分による支給取消者の 8 割が、「GPA 下位 4 分の 1」を理由とする学業成績判定によって切り捨てられているのである（表 2）。

表 1. 「警告」を受けた者の数

大学名	年度	警告区分 一	警告区分 二	警告区分 三
滋賀大	2021年度	0	63	0
	2022年度	0	53	0
滋賀県大	2021年度	0	63	0
	2022年度	0	26	0
成蹊スポ	2021年度	0	0	0
	2022年度	0	34	0
成安造形	2021年度	0	11	0
	2022年度	1	12	11
滋賀短大	2021年度	0	0	0
	2022年度	0	5	0
立命館	2021年度	0	308	0
	2022年度	0	282	0
龍谷	2021年度	0	236	0
	2022年度	0	256	0

注）滋賀民報社の調査結果をもとに作成

表 2. 「廃止」による支給取消者数（2022 年度）

大学名	廃止区分 一	廃止区分 二	廃止区分 三	廃止区分 四	合計
滋賀大	0	—	—	24	24
滋賀県大	0	0	0	24	24
成蹊スポ	0	—	0	23	23
成安造形	1	1	1	6	9
滋賀短大	0	2	1	0	3
立命館	14	18	0	99	131
龍谷	10	13	0	90	113
合計	25	34	2	266	327

注）滋賀民報社の調査結果をもとに作成

上述したように、新制度は奨学金支給と授業料減免が一体となっているため、「廃止」となった 327 人の学生は、奨学金給付が打ち切られるだけでなく、授業料減免対象からも除外される。そもそも減免対象者は、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯であるにもかかわらず、修学支援新制度では、学業成績が経済要件より優先されているのである。

全国で支給取消者が続出した事態に慄いたのか、2023 年 3 月には同法施行規則が一部改正され、別表第二に「停止」区分が新たに設けられた。GPA 下位 4 分の 1 の場合にのみ連続して該当した場合は「停止」という扱いになったが、授業料減免も停止されることに変わりはない。

本報告では、こうした学業成績基準の不当性と GPA を学業成績判定に用いることの問題点について明らかにする。